

感染症予防のための出席停止について

集団生活の場である学校は、感染症が発生したときには感染がまん延しやすくなることから、学校保健安全法により、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある場合には出席停止となります。

登校する際には、医師に登校許可証を記入してもらい、学校（担任）に提出してください。

※インフルエンザの際には「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」、新型コロナウイルス感染症の際には「新型コロナウイルス感染症 治癒報告書」（すべてHPにあり）をお使いください。（インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の治癒報告書については、医師の許可は不要です。）

学校において予防すべき感染症

- 【第1種】 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定感染症及び新感染症
- 【第2種】 インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
- 【第3種】 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

病院記入欄

登校許可証

病名

上記の疾患で 月 日から 月 日まで療養中であったが、主要症状が消退し、感染のおそれがないものと認めます。

年 月 日

医療機関